

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	3年度	4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,164	1,174
うち、出資金及び資本準備金の額	520	513
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	673	695
うち、外部流出予定額(△)	16	22
うち、上記以外に該当するものの額	△ 12	△ 12
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	4
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	4
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,168	1,178
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く)の額の合計額		
うち、のれんに係るものとの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		

項目	3年度	4年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
特定項目に係る 15% 基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（口）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,167	1,178
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,145	5,248
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	690	715
信用リスク・アセット調整額		
オペレーション・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	5,835	5,963
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	20.00%	19.75%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスポート ジャマーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポート ジャマーの期 末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	45			52		
我が国の中央政府及び 中央銀行向け						
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	14			5		
外国の中央政府等以外の公共部門 向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	12,781	2,556	102	13,187	2,637	105
法人等向け	48	48	2	16	16	1
中小企業等向け及び 個人向け	24	9		24	12	0
抵当権付住宅ローン	9	3		9	2	0
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等	13	15	1			
取立未済手形						
信用保証協会等保証付	863	85	3	847	83	3
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付						
共済約款貸付						
出資等	112	112	4	111	111	4
(うち出資等のエクスポートジャマー)	112	112	4	111	111	4
(うち重要な出資のエクスポートジャマー)						
上記以外	1,421	2,316	93	1,500	2,385	95
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部TLAC関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクスポートジャマー)						
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポートジャマー)	609	1,522	61	609	1,522	61
(うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクス ポートジャマー)	21	52	2	17	41	2
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に係 る5%基準額を上回る部分に係る エクスポートジャマー)						
(うち上記以外のエクスポートジャマー)	792	743	30	874	822	33

信用リスク・アセット	3年度			4年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
証券化						
(うちSTC要件適用分)						
(うち非STC適用分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー						
(うちルックスルーワ方式)						
(うちマンデート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段によるエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	15,329	5,145	206	15,751	5,248	210
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスボージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	15,329	5,145	206	15,751	5,248	210
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	690	28		715	29	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	5,835	233		5,963	239	

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの
期末残高

(単位:百万円)

	3年度			4年度		
	信用リスクに 関するエクス ポートの 残高	うち貸出金 等	うち債券	三月以上延 滞エクス ポートの 残高	うち貸出金 等	うち債券
法 人	農業	171	171	-	138	138
	林業			-		-
	水産業			-		-
	製造業			-		-
	鉱業			-		-
	建設・不動産業			-		-
	電気・ガス・熱供 給・水道業			-		-
	運輸・通信業			-		-
	金融・保険業	12,732			13,142	
	卸売・小売・飲食・ サービス業	5	5	-	4	4
	日本国政府・地方 公共団体	14	14		5	5
	上記以外	777	56		758	37
個 人		837	837		851	851
その他の 業種別残高計		794		-	853	-
	業種別残高計	15,329	1,083		15,752	1,036
1年以下	12,887	156		-	13,331	189
1年超3年以下	171	171		-	108	108
3年超5年以下	172	172		-	188	188
5年超7年以下	165	165		-	97	97
7年超10年以下	72	72		-	83	83
10年超	331	331		-	355	355
期限の定めのないもの	1,532	17		-	1,589	15
残存期間別残高計	15,329	1,083		-	15,752	1,036
信用リスク 期末残高				-		-
信用リスク 平均残高	13,261	1,156		-	13,707	1,106

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの証券化エクスポートに該当するものを除く)並びにオフ・バラ派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	3年度					4年度						
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	4	4		4		4	4	4		4		4
個別貸倒引当金	0	0		0		0	0	0		0		0

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

法人	3年度					4年度					期末残高	貸出金償 却		
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償 却	期首残高	期中 増加額	期中減少額					
			目的使用	その他					目的使用	その他				
農業														
林業														
水産業														
製造業														
鉱業														
建設・不動産業														
電気・ガス・熱供給・水道業														
運輸・通信業														
金融・保険業														
卸売・小売・飲食・サービス業														
上記以外														
個人	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
業種別計														

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	3年度	4年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	136
	リスク・ウェイト2%	
	リスク・ウェイト4%	
	リスク・ウェイト10%	846
	リスク・ウェイト20%	12,781
	リスク・ウェイト35%	8
	リスク・ウェイト50%	7
	リスク・ウェイト75%	9
	リスク・ウェイト100%	903
	リスク・ウェイト150%	10
	リスク・ウェイト250%	629
その他		
リスク・ウェイト 1250%		
自己資本控除額		
合 計		
	15,329	15,752

注)

1. 信用リスクに関するエクスポートージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに該当するもの、証券化エクスポートージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポートージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポートージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポートージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーヤーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャーヤーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーヤーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャーヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

	3年度		4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け				
我が国の政府関係機 関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第 一種金融商品取 引業者向け				
法人等向け				
中小企業等向け及 び個人向け	0	5	0	4
抵当権付住宅ロー ン				
不動産取得等事 業向け				
三月以上延滞等				
証券化				
中央清算機関関 連				
上記以外	28	2	27	2
合 計	28	7	27	6

注1) 「エクスポート」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポート」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポートのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポートジャーマーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位:百万円)

	3年度		4年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場				
非上場	720	720	720	720
合計	720	720	720	720

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

3年度			4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

3年度		4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

3年度		4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	3年度	4年度
ルックスルーウェイト方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンデート方式を適用するエクspoージャー	0	0
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	0	0
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	0	0
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	0	0

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いつリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

特になし

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステップ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		\triangle EVE		\triangle NII	
項目番号		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	24	
2	下方パラレルシフト	21	21	0	
3	スティープ化	0	0		
4	フラット化	25	25		
5	短期金利上昇	3	3		
6	短期金利低下	22	22		
7	最大値	25	25	24	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,177		1,457	